

医療機器修理区分追加許可書

氏名又は名称 村中医療器株式会社

令和 3 年 12 月 28 日付けで申請のあった修理区分の追加を 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年 法律第 145 号)第 40条の2第5項の規定により、申請のとおり許可する。

令和 4年 2月 1日

大阪府知事

吉村

洋文片

特定保守管理医療機器に係る修理区分

治療用·施設用機器関連 理学療法用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分:

画像診断システム関連 生体現象計測・監視システム関連 治療用・施設用機器関連 人工臓器関連 光学機器関連 理学療法用機器関連 歯科用機器関連 歯体検査用機器関連 領製器具・家庭用医療機器関連